

○志木市景観条例

平成 22 年 9 月 30 日条例第 14 号

改正 令和 4 年 12 月 21 日条例第 29 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 1 章の 2 景観計画の策定等（第 3 条の 2・第 3 条の 3）
- 第 2 章 行為の規制等（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 景観重要建造物等（第 11 条—第 15 条）
- 第 4 章 市の景観形成施策等（第 16 条・第 16 条の 2）
- 第 5 章 志木市景観審議会（第 17 条—第 22 条）
- 第 5 章の 2 景観アドバイザー（第 22 条の 2）
- 第 6 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした魅力ある景観形成を推進し、市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「景観形成」とは、現にある良好な景観を保全し、又は新たに良好な景観を創出することをいう。

2 この条例において「景観計画」とは、法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。

3 この条例において「景観形成基準」とは、法第 8 条第 4 項第 2 号に規定する基準をいう。

（責務）

第 3 条 市は、景観形成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、当該施策に市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民及び事業者が自主的に行う景観形成に関する取組に対し、積極的に必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

5 事業者は、自らの事業所及び事業活動が景観形成に果たす役割の重要性を認識し、景観形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

#### 第1章の2 景観計画の策定等

(景観形成重点地区及び景観形成推進地区)

第3条の2 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内に次に掲げる地区を定めることができる。

(1) 景観形成重点地区（景観計画において定める景観形成重点地区をいう。）

(2) 景観形成推進地区（景観計画において定める景観形成推進地区をいう。）

(景観計画の策定手続)

第3条の3 市長は、景観計画を定めようとするとき、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、志木市景観審議会の意見を聴くものとする。

#### 第2章 行為の規制等

(届出対象行為等)

第4条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項の市街化調整区域内で行う景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第4号に掲げる行為

(2) 景観形成重点地区のうち規則で定める区域内で行う屋外広告物（法第7条第3項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書及び景観形成基準に関して配慮すべき事項を記載した書類（以下「景観形成基準配慮事項説明書」という。）を添付して行わなければならない。この場合において、市長は、当該図書のうちに添付させる必要がないと認めるものがあるときは、その必要がないと認める図書の添付を省略させることができる。

(1) 前項第1号に掲げる行為 次に掲げる図書（ア及びウに掲げる図書にあっては、規則で定める縮尺のものに限る。）

ア 当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該土地の区域内における行為を行う位置並びに行為の方法及び高さを表示する図面

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める図書

(2) 前項第2号に掲げる行為 次に掲げる図書（ア及びイに掲げる図書にあっては、規則で定める縮尺のものに限る。）

ア 当該行為を行う土地の位置を表示する図面

イ 当該屋外広告物の立面図

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める図書

3 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の条例で定める事項は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第2条に規定する事項とする。

4 省令第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観形成基準配慮事項説明書その他規則で定める図書とする。

5 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、省令第3条に規定する事項とする。

6 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為（規則で定める規模以下のものに限る。）とする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為

(3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

(4) 第1項第1号に掲げる行為

(5) 第1項第2号に掲げる行為

（届出対象行為等に係る事前協議等）

第4条の2 景観形成重点地区のうち規則で定める区域における、次に掲げる行為（規則で定める規模以上のものに限る。）を行おうとする者は、当該行為をしようとする日の60日前までに、その内容について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に必要な協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為

(3) 前条第1項第1号に掲げる行為

(4) 前条第1項第2号に掲げる行為

2 市長は、事前協議をするときは、その内容について法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（以下「良好な景観の形成に関する方針」という。）及び景観形成基準に基づき協議を行わなければならない。

3 市長は、良好な景観の形成に関する方針に反しておらず、かつ、景観形成基準に適合すると認めたときに事前協議を終了するものとする。

4 市長は、前項の規定により事前協議を終了するときは、規則で定めるところにより、当該事前協議を行った者に対し、その結果を通知するものとする。

5 市長は、事前協議を行った場合において、良好な景観の形成に関する方針に反していると認めたとき又は景観形成基準に適合していないと認めたときは、当該事前協議を行った者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

6 市長は、事前協議を行わなかった者に対して、事前協議を行う旨の指導をすることができる。

(届出対象行為に係る事前の確認等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出（以下「法定届出」という。）をしようとする者は、その内容について、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に景観形成基準に適合するかどうかの確認（以下「事前確認」という。）を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めに応じて行う事前確認を終了するときは、規則で定めるところにより、当該事前確認を求めた者に対し、その結果を通知するものとする。

(勧告の公表等)

第6条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項に規定する命令を受けた者が、当該勧告又は命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者にあらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ志木市景観審議会の意見を聴くものとする。

(行為の着手制限の期間短縮)

第7条 市長は、事前協議の結果、法定届出をしようとする内容が良好な景観の形成に関する方針に反しておらず、かつ、景観形成基準に適合すると認め、その旨の通知を第4条の2第4項の規定によりした場合又は事前確認の結果、法定届出をしようとする内容が景観形成基準に適合すると認め、その旨の通知を第5条第2項の規定によりした場合において、当該通知に係る法定届出がされ、かつ、当該法定届出に係る行為に関し法第16条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該行為について、法第18条第2項の規定による期間の短縮をするものとする。

2 市長は、前項の期間の短縮をするときは、規則で定めるところにより、当該法定届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(特定届出対象行為等)

第8条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第4条第6項第1号又は第2号に掲げる行為以外の行為とする。

2 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ志木市景観審議会の意見を聴くものとする。

(報告)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

- (1) 法定届出がされている場合において、当該行為の施行状況が当該法定届出の内容と異なるおそれがあると認めるとき。 当該法定届出をした者
- (2) 法定届出がされていない場合において、着手している行為が法定届出の必要な行為に該当するおそれがあると認めるとき。 当該行為をしている者  
(景観形成基準に係る配慮義務)

第10条 景観計画区域内において、第4条第6項第1号から第5号までに掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、景観形成上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等の手続)

第11条 市長は、次に掲げるときは、あらかじめ志木市景観審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 法第19条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (2) 法第22条第1項本文の許可をしようとするとき。
- (3) 法第23条第1項の規定による命令をしようとするとき。
- (4) 法第26条の規定による命令又は勧告をしようとするとき。
- (5) 法第27条第2項の規定による解除をしようとするとき。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第12条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の通常<sup>の</sup>管理行為として行う修繕は、当該修繕前の外観を変更することのないように、定期的に、又は必要に応じて行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失又は毀損<sup>を</sup>を防ぐため、その敷地、構造、建築設備等の状況を、定期的に、又は必要に応じて点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第13条 市長は、次に掲げるときは、あらかじめ志木市景観審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 法第28条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (2) 法第31条第1項本文の許可をしようとするとき。
- (3) 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令をしようとするとき。
- (4) 法第34条の規定による命令又は勧告をしようとするとき。
- (5) 法第35条第2項の規定による解除をしようとするとき。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第14条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、定期的に、又は必要に応じて<sup>せん</sup>剪定又は下草刈りを行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、定期的に、又は必要に応じて病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの  
(財政上の措置)

第15条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の保全のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 市の景観形成施策等

(景観協定の認可の手続)

第16条 市長は、法第83条第1項(法第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ志木市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公共事業等に関する景観形成に関する方針等)

第16条の2 公用又は公共の用に供する施設の整備及び維持管理(以下「公共事業等」という。)を実施しようとする者は、当該公共事業等に関し、良好な景観の形成に関する方針の遵守に努めるものとする。

2 景観計画区域内において公共事業等を実施しようとする者は、景観形成に関し、市長に必要な協議を行わなければならない。

#### 第5章 志木市景観審議会

(設置)

第17条 景観形成に関する基本的事項を審議するため、志木市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第18条 審議会は、第3条の3、第6条第3項、第8条第2項、第11条、第13条及び第16条の規定により意見を聴くこととされた事項について審議する。

(組織等)

第19条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 景観形成の推進に関し優れた識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

- (4) その他市長が特に必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。  
(会長及び副会長)
- 第20条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
- 第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(庶務)
- 第22条 審議会の庶務は、都市整備部建築開発課において処理する。
- 第5章の2 景観アドバイザー  
(景観アドバイザーの設置)
- 第22条の2 市長は、景観形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することができる。
- 2 アドバイザーの人数は、5人以内とし、市長が委嘱する。
  - 3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、アドバイザーに欠員が生じた場合における後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 アドバイザーは、次に掲げる事項について、技術的及び専門的な助言を行うものとする。
    - (1) 法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令に関すること。
    - (2) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。
  - 5 市長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、アドバイザーに意見を聴くことができる。
    - (1) 景観計画を定めようとするとき、又は変更しようとするとき。
    - (2) 第4条の2第1項の規定による協議をするとき。
    - (3) 第4条の2第5項の規定による助言及び指導をするとき。
    - (4) その他景観形成のため特に必要と認めるとき。
- 第6章 雑則  
(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。